

「あいち・なごや周遊観光パスポート」の運営に関する協定書

一般社団法人愛知県観光協会（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「あいち・なごや周遊観光パスポート」（以下、「パスポート」という。）の運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がパスポートを円滑に運営し、パスポートに参画する施設（以下「参画施設」という。）間の周遊性を高めることにより、利用者の利便性向上と参画施設の集客に寄与することを目的とする。

（協定の期間）

第2条 本協定の期間は、**協定締結日から2027年3月26日まで**とする。

（参画施設）

第3条 乙は、自らが管理運営する以下の施設をパスポートに参画させるものとする。

施設名：〇〇〇〇（複数ある場合は、列記する）

（参画施設がパスポート購入者に提供するサービス）

第4条 乙は、前条に規定する参画施設をパスポート購入者には無料で利用させることとする。なお、パスポート購入者に無料で利用させる範囲等は、乙が決めることができる。

（パスポートの販売価格）

第5条 パスポートの販売価格は、**円（消費税込み）**とする。

（パスポートの販売期間）

第6条 パスポートの販売期間は、**2026年5月18日から2027年1月31日まで**とする。

（パスポートの利用期間）

第7条 パスポートの利用期間は、**2026年5月18日から2027年3月12日まで**の平日とする。なお、本項に規定する平日とは、土曜及び日曜、国民の祝日以外の日とする。

2 乙は、参画施設ごとに、前項に規定する平日のうち、乙の任意に指定する日を利用期間から除外することができる。

（パスポートの有効期間）

第8条 パスポートの有効期間は、パスポート購入者が最初に利用した日から90日間

(前条に定める利用期間以外の日を参入する。) とする。ただし、最終利用日は、**2027年3月12日**とする。

(事務局)

第9条 甲は、パスポートを円滑に運営するため、甲の事務所内に事務局を設置する。

2 事務局は、次の各号の業務を行う。

- (1) 参画施設の募集、管理に関すること
- (2) パスポートの宣伝に関すること
- (3) 紙のパスポートの作成に関すること
- (4) パスポートの利用環境整備に関すること
- (5) パスポートの販売、販売実績の管理に関すること
- (6) パスポート購入者からの問い合わせ対応に関すること
- (7) 前各号に係る会計及び庶務に関すること

(拠出金)

第10条 乙は、前条第2項第2号から第4号に係る外注費に充てるため、一参画施設あたり20万円の拠出金を事務局に拠出するものとする。

2 乙は、前項に規定する拠出金を**2026年4月30日**までに甲に支払う。

3 この拠出金は、パスポートの利用期間終了後、本協定の有効期間の終期までに、事務局から乙に全額返還する。

(剰余金の分配)

第11条 事務局は、パスポートの利用期間終了後、剰余金が発生した場合は、参画施設ごとに以下の計算式により分配額を算出し、本協定の有効期間の終期までに、乙に支払う。

参画施設への分配額 = (剰余金 - 拠出金の総額 - 第9条第2項第2号から第4号に係る外注費) × 分配率

剰余金 = 拠出金 + パスポート売上額 - 手数料 (システム利用料、販売手数料、事務局手数料)

*システム利用料：電子チケットサービスシステム事業者に支払う利用料 (オンライン販売の場合、第5条に規定にする販売価格の9% (消費税別)。紙チケットの場合、第5条に規定にする販売価格の3% (消費税別))

販売手数料：チケット販売代理業者へ支払う手数料 (第5条に規定にする販売価格の10%～15% (消費税別) (販売代理業者により異なる。))

事務局手数料：事務局運営に係る経費 (第5条に規定にする販売価格の10% (消費税別))

分配率 = (乙の参画施設の通常入場料金 × パスポート利用者数) / (全参画施設の個々の通常料金 × 個々のパスポート利用者数の総和)

2 前項に規定する通常料金の額は、以下のとおりとする。

施設名	利用期間	通常料金の額
○○博物館	2026年5月18日～2027年3月12日	○○○円

(利用期間途中での利用停止)

第12条 乙は、原則として、パスポートの利用期間の途中で参画施設でのパスポートの利用を停止することはできない。ただし、あらかじめ第7条第2項の規定により除外期間を設定し、パスポートの販売開始日から告知する場合を除く。

2 前項の規定に関わらず、パスポートの利用期間の途中で予期せぬ事情が発生し、やむなくパスポートの利用を停止する必要が生じた場合には、甲乙協議の上、解決を図ることとする。

(協議)

第13条 本協定書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2026年4月 日

甲 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
愛知県産業労働センター1階
一般社団法人愛知県観光協会
会長 安藤 隆司

乙 所在地
企業・団体名
代表者職・氏名